

総務産業常任委員会会議録

1. 開催日 令和4年12月12日（月） 9時00分～9時45分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (7名)
委員長 山路 善己 副委員長 小林 豊 委員 風口 尚
委員 奥川 直人 委員 山口 和宏 委員 谷口 和也
委員 井上 容子
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 中西 章
総務政策課長 中村 元紀 上下水道課長 平生 公一 総務政策課長補佐 玉木 真弓
上下水道課用務担当課長補佐 山本 陽二
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同書記 宮本 尚美
7. 会議録署名委員 山口 和宏 委員 風口 尚 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
第2 議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定について
第3 議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定について
第4 議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部
改正について
第5 議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正について
第6 議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

開会の宣告

(午前9時00分 開会)

○委員長(山路 善己) ただ今の出席委員数は、7名で定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会します。本委員会に町長、副町長、教育長、並びに関係職員の出席をいただいております。

開会にあたり、町長から挨拶をお願いしたいと思います。

町長よろしく申し上げます。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 総務産業常任委員会に付託をいただいております、各議案について、審査をよろしく願いいたします。

○委員長（山路 善己） 町長ありがとうございました。

本日は、本委員会に審査付託されました議案6件の審査を行います。付託議案について慎重審査いただきますよう宜しくお願いします。

初めに、会議録署名委員の指名をします。

本日の会議録署名委員は、山口和宏委員、風口尚委員の2名にお願いします。

◎日程第1 議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○委員長（山路 善己） それでは、議事に入ります。

議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

谷口委員。

○委員（谷口 和也） 谷口です。

今回高齢者の部分休業ということで制定されましたけれども、現在でも60歳以上で再雇用、フルタイムで働いている方が見えると思うんですけど、現状そういう方に対しては何かしらのそういう休業だとかそういう規定はなかったんでしょうか。

○委員長（山路 善己） 総務政策課 中村課長。

○総務政策課（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

現在再雇用で働いていただいている職員の方でございますけれども、この方についてはフルタイムというのはございませんでしたので、あくまでパートタイムということではございませんでしたので、今まで制定をしてなかったというところでございます。

○委員長（山路 善己） 谷口委員。

○委員（谷口 和也） そうすると今回30分ということで、休業の条例ということであくまでフルタイムの方を対象として30分としてやりますと。それすべて今までみたいに時間でやられる方は別として、フルタイムの方が30分で、すべてそういうことをしますという認識で、1時間というのは、僕の感覚で1時間単位だったと認識があるんで、それを30分にすべて30分ということにしますという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（山路 善己） 中村課長。

○総務政策課（中村 元紀） あくまで今回定めさせていただいた30分は単位としてでござ

ございますので、30分、1時間、1時間半という単位で取っていただけるようにしてございます。

○委員長（山路 善己） 他に質疑はございませんか。

これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

挙手全員です。

したがって、議案第79号 玉城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定について

○委員長（山路 善己） 議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

（「委員長」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 上下水道課 平生課長

○上下水道課長（平生 公一） 追加説明ということで私の方からお手元にお配りしました資料について説明申し上げたいと思います。

こちらの資料につきましては、玉城町例規集を新旧対象したものになります。

この度の議案第80号から議案第82号において条例の制定および改正に該当する部分を目次別に抽出し、右側が改定前で現行の条例体系、左側が改定後で上程議案を踏まえたものであります。初めに改定前の説明をいたしますので、右側の体系目次をご覧ください。農業集落排水事業につきましては、現在財務規定等を適用しない特別会計にて運営しており、第6編、財務、第2章、会計において農業集落排水事業特別会計を設置、第4章、契約・財産では農業集落排水設備支援事業基金をそれぞれ設置しております。また、第9編、産業経済、第2章、農林において、農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例といたしまして必要な事項を定めております。そして公共下水道ですが、地方公営企業法に基づき、第11編、公営企業、第4章、下水道事業では、下水道事業の設置等に関する条例として、公共下水道に必要な事項を定めております。従いまして、

現在、例規上の下水道事業は公共下水道事業のみを指し、公共下水道の設置と管理運用等について定めたものとなっております。この度、農業集落排水事業に財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行するわけで、改定後の体系目次と比較しながら説明を続けます。

まず、第11編、公営企業、第4章、下水道事業として、赤色で示すとおり、改定前の条例から公共下水道事業の設置に係る部分を分割し、改定後の第1節、通則でこれを定め、これに農業集落排水事業の設置を合わせた新たな下水道事業の条例として、制定しています。改定後として次に根拠法令の異なる公共下水道と農業集落排水施設の管理等については、第2節、第3節を設け事業で分類しています。引き続き赤色で示す公共下水道は、すでに財務規定等を適用しているため、改定前の条例から管理運用等に係る部分を分割し、改定後の第2節、公共下水道事業において、新たに玉城町公共下水道条例を制定しております。

続きまして、農業集落排水の改定前後について説明申し上げます。

第6編財務、第2章、農業集落排水特別会計につきましては、公営企業会計に移行することで廃止いたします。第4章、農業集落排水設備支援事業基金条例につきましては、青色で示すとおり、改定後の第11編、公営企業、第4章、下水道事業、第3節、農業集落排水事業へ移行し、特別会計の廃止に伴い基金の積立先を下水道事業会計へ改定いたします。第9編、産業経済、第2章、農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例についても同様に緑色で示すとおり第11編、公営企業、第4章第3節、農業集落排水事業へ移行し、必要な規定を定め改定いたします。以上、配布資料に基づいた本議会の上程議案の説明といたします。以上です。

○委員長（山路 善己） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

発言を許します。

小林委員

○委員（小林 豊） 小林。

確認なんですけど、こんなことはないと思うんですけど、このことによってですね、利用者の方に、不平等感というか、料金的なこととか、まあ、料金的には問題ないと思うんですけど、負担の部分とかなんかで差が出てくることはないですよ。

○委員長（山路 善己） 平生課長。

○上下水道課長（平生 公一） 小林議員が心配されているような不平等とかそのようなことはございませんし、逆に運営のほうが透明性というか、みなさんに見てもらいやすくなるかと考えてます。

○委員長（山路 善己） 小林委員

○委員（小林 豊） 若干、この条例改正とは関係がないかもわかりませんが、町内、前々から言っているように、下水道事業会計と農業集落排水特別会計と合併浄化槽と三者かな利用されているのは、残るところ合併浄化槽、これは人槽によって掛かって

くる経費が変わると思うんですけど、そのへんの不平等感が若干残ると思うので、そのへんのことも十分考えていただきたいと思うので、宜しくお願いします。

○委員長（山路 善己） 奥川委員

○委員（奥川 直人） 先ほど小林議員も言われてましたように、過去の農業集落排水事業と一般的な下水道事業と多少メンテの部分で差異が出てくるだろうと思いますし、係る経費につきましても管理面で、その部分ができるように明確にされていると思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（山路 善己） 平生課長。

○上下水道課長（平生 公一） 先ほど奥川議員お尋ねの管理面ということでございますが、下水道事業につきましては、現在、流域関連公共下水道ということで、近隣市町、伊勢市、明和町と一緒に集約的に汚水処理に取り組んでおります。また、農業集落排水事業につきましては、個々の集落単位の処理場をもって、維持管理に努めているような次第で、どうしても処理単価とか見ていくと、農業集落排水事業の方が若干割高というふうなことでございます。これについても今回、この企業会計をすることで、反対に横並びで見れる、また、極端な話、農業集落排水事業の公共下水道への統合とか、いろいろな将来的な計画についても生かせるものではないかなと考えております。これも含めて維持管理の一環だと思っております。

○委員長（山路 善己） 奥川委員

○委員（奥川 直人） 確かにあのメンテとか維持管理費ちょっと差異が出てくだろうと、まあそれは先ほど言われたみたいに、将来、公共下水道に出てくだろう。合流するといいますか、していくという判断もしっかり把握されたいと思います。お願いになりますが、宜しくお願いしたいと思います。

○委員長（山路 善己） ほかに、質疑はありませんか。

これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第82号 を採決します

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第80号 玉城町下水道事業の設置に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定について

○委員長（山路 善己） 議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

井上委員

○委員（井上 容子） 井上です。25ページの別表第1の使用量表なんですけど、ごめんなさい、条例改正議案の別表第1の使用量表なんですけども、公営企業会計は独立採算性が基本原則なんですけども、一般会計からかなりの金額を補填されているうえに電気代の値上げもあるということで補正もございました。使用料は近隣市町よりまだまだ安い金額になっていると思うんですけども、今回の制定を機会に料金改定は検討されたのか伺います。

○委員長（山路 善己） 平生課長。

○上下水道課長（平生 公一） 井上議員お尋ねの今回の条例改正と料金改定の関係ですけども、料金改定につきましては昨年、下水道料金の値上げの方をいたしております。それによっては、いろいろな検討等も踏まえた中での決断ということで上げさせてもらった。また、それをベースにして、この度、条例改正なりをするわけで、特に今回の農業集落排水処理施設の料金の改定の検討はしておりません。

○委員長（山路 善己） 井上委員

○委員（井上 容子） 物価高騰もあって、低いままというのはありがたいことなんですけども、使う責任、SDGs推進されていくようでしたら、この物価高騰が落ち着いた頃にまた料金改定のほうも検討いただきたいと思います。

○委員長（山路 善己） 他に質疑ありませんか。

奥川委員

○委員（奥川 直人） この条例の第1章のところの第1条ですね。この条例は玉城町の設置する公共下水道の管理及び使用についてということで定めることになって、定められる趣旨のものが書いてあるんですが、これずっと中身見てみますと3条4条につきましては、設置する条件といいますか構造といいますか、そういうものがここにうたわれているので、管理の中に入るのかどうかと思うんです。あえて言えば、管理と申しますのは、5条からずっと料金なりずっと書いてあるのが、管理及び使用になるのですが、このいわゆる、こういう構造でなければならないとか、傾斜が何度やとかいうふうなことが書かれているんで、それは管理の中にはいるのかなという風に思うんで、であればそういう構造とかいう言葉の条件を決めた条例で定めているという

風にした方がもう少しわかりやすいんじゃないかなと思ったんで、そのへんのお考えをお聞きします。

○委員長（山路 善己） 平生課長。

○上下水道課長（平生 公一） 奥川議員お聞きの第2章、排水設備等について、第3条4条のほうで事細かく書いてあります。これだけ見ると下水道事業のほうで管理する部分とは若干違うんじゃないかということなんですけど、本来この3条4条で規定して、排水設備ということで、例えば各ご家庭の宅地内の排管についての約束事をうたっとるわけです。当然それがそのまま公共下水道へ流れてくるわけで、その基準をきちっとしとかんとですね、それ以降、宅地内から排除された水の適正な管理というのが、日常をきたしますんで、今回、この条例でその大元となる排水の出所の規定についても、このように条文化させてもらってあります。

○委員長（山路 善己） 他に質疑ありませんか。

奥川委員

○委員（奥川 直人） それは管理の中にはいるのか。いわゆる構造上定めているというふうなことであれば、公共下水道の例えば構造および管理しようというふうな形にうたったほうが、そこを重要にしようとするのであれば、条例の頭のところに、こういう構造でなければいけないというふうな定めが必要ではないのかなとちょっと重いました。

○委員長（山路 善己） 平生課長。

○上下水道課長（平生 公一） 委員仰せのように管理だけのくくりですと、大変ぼやっとしてしまうところもございます。現実この管理の中には使用という意味も含まれているということでご理解願いたいと思います。

○委員長（山路 善己） 他に質疑ありませんか。

奥川委員

○委員（奥川 直人） ショウというのは構造上の仕様が使う側の使用なのか。要は設計の仕様なんか、その仕様やったらわかるんですよ。こういう排水するときの仕様書、わかりますよね、図面の中にこういう仕様でうたっている仕様が含まれるのか。別途、構造という文言がね必要なのかというのをちょっとお聞きします。

○委員長（山路 善己） 平生課長。

○上下水道課長（平生 公一） 言葉足らずで申し訳ございませんでした。ショウというのは使用者の使う上で、設備の方の決まりを書かせてもらっている次第です。使用者の使用でお願いしたいと思います。

○委員長（山路 善己） 奥川委員

○委員（奥川 直人） 一般の方や家庭の方が使う使用というのは、役場が認定した工事の方が家庭内のをするわけですね。それは一般家庭ではわからないわけですよ。業者に任せになっていることですから、業者の方がこういう使用こういう構造でな

くてはいけないということをこの中でうたっているのかなど、勾配がどれだけとかあるいは一般の人ではわからないことで、業者なり玉城町の下水道の工事を認可する、承認するときこういう構造でなくてはならないと。いうことをうたっているので、ここの文言に管理及び使用に当てはまるのかと聞いておるのですけど、

○委員長（山路 善己） 平生課長。

○上下水道課長（平生 公一） この排水設備の設置ということが、やはり今言われとる宅内の排水の基準になります。当然こちらになりましては、個人の設置の中の部分になりますし、施工にあつては町の施行業者が施行いたします。公共下水道条例の設置および使用にかかる部分ということで、こちらに条例のほうには書かせてもらってあるんですけど、これと別に指定業者のほうにつきましては、もう一つ宅内排水設備の基準というのがございますけど、その中の重要な部分をこちらで入れておるような格好であります。

○委員長（山路 善己） 暫時休憩します。

（休憩 9時24分）

（再開 9時30分）

○委員長（山路 善己） 再開します。

平生課長

○上下水道課長（平生 公一） 排水設備の設置ということで、3条4条のほうでいろいろな基準等が盛り込まれているんですけど、奥川議員のほうで心配されてます宅内排水の構造について、第5条におきまして、こちらを検査する行政側の立場から排水設備の構造に関する法令の規定に適合するもの、また規則で定めることで計画の方の承認をとるということでうたわさせていただいておりますので、こちらでご理解いただきたいと思います。

○委員長（山路 善己） ほかに質疑はございませんか。

これで本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第81号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第81号 玉城町公共下水道条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正について

○委員長（山路 善己） 議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

井上委員

○委員（井上 容子） 15条の2に関して2つ伺います。

1つ目が、昨年の料金についてのパブリックコメントで下水道にもメータを付けて請求してほしいというような意見があったように思うのですが、間違っていたら請求お願いします。他の自治体でも自費で設置したら適用できるようになっているところが多いようなんですけど、玉城町では対応されていないのでしょうか。

○委員長（山路 善己） 平生課長

○上下水道課長（平生 公一） 井上委員お尋ねの昨年のパブリックコメントで確かにメータ設置のお話というのは頂戴しております。ただ、その時にさせてもらっているのが、やはり、宅内の排水設備の部分ということで、どうしても使用者さんのご負担になる。また、町で設置する場合ですと料金の方に影響するというので、このメータ設置について町での対応はしかねるというふうな回答をさせてもらっており、この度の条例改正についてもその部分については変わっていないものでございます。

○委員長（山路 善己） 井上委員

○委員（井上 容子） 2つ目伺います。（2）に出てくる水道以外の使用量の算定なんですけど、測定機器についての定めが無いように思うのですが、町が認めたものとかいう規定は規則か何かで設定されるのでしょうか。

○委員長（山路 善己） 平生課長

○上下水道課長（平生 公一） 水道以外の主に井戸が該当してくると思うのですが、こちらにつきましては認定水量のほうで、別表第3および第4で水量を算定するとしております。

○委員長（山路 善己） 井上委員

○委員（井上 容子） 測定機器はこういうものじゃだめですよという規定はあるということでしょうか。

○委員長（山路 善己） 平生課長

○上下水道課長（平生 公一） 失礼しました。測定機器についてということですね。測

定機器については、農業集落排水処理施設に限らず、公共下水道等でも同様のケースがあると思います。例えば、上水道使用の場合でも関係してくることだと思います。上水道の使用量が極端に下水道に排除する水量と異なる場合などは、測定機器等で水量の把握をしてもらっているケースもございます。現実、12件の測量機器等による水量の報告をいただいているような格好で、この場合の決まり事というか、この場合は一般的に敷地内の排水管に水道メータのようなものを追加してもらって、そちらの数値を報告してもらっているんですけど、これの設置に当たってはやはり水道設備ということですので、玉城町の水道事業指定業者による施工となる決まりがございます。また、設置後につきましては、使用者において、適正な管理をしていただく必要もございます。

○委員長（山路 善己） 他に、質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第82号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正について

○委員長（山路 善己） 議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

（「進行」と呼ぶ声あり）

質疑はありませんので、これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

したがって、議案第83号 玉城町職員の定年等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長(山路 善己) 議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があれば願います。

追加説明はありますか。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

中村課長

○総務政策課長(中村 元紀) 若干補足の説明をさせていただきたいと思います。

条例改正議案の55ページをご覧くださいと思います。

第1条につきましては、人事行政等の運営等のK状況に関する条例の条項の変更をしております。

第2条につきましては、職員の懲戒の手続きおよび効果に関する条例の字句の修正等を行っております。

それから第3条につきましては、職員の勤務時間休暇等に関する条例の条項および字句お修正を行っているものでございます。この分につきましては定年前の再任用短時間勤務制度というのが追加で出ているものでございます。

第4条につきましては、55ページから57ページにかけて、職員の育児休業等に関する条例の条項および字句の修正をしております。これにつきましては、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、休業ができないものとしてございます。

第5条については公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の追加及び字句の集積をおよび追加を行ってございます。

第6条では、57ページから61ページにかけて職員の給与に関する条例の字句の修正および項の追加を行ってございます。第6条につきましては、ここで定めてございますが、職員の給与につきまして65歳に達したのちの4月1日以降の給与については給与月額70%にするということで規定してございます。

第7条では職員の旅費に関する条例の条項の変更を。第8条では職員の分限に関する

手続きおよび効果等に関する条例の附則に項を追加してございます。

第9条では職員の再任用に関する条例を廃止しているものでございます。

附票においては62ページから64ページにかけて施行期日、経過措置等を定めてございます。以上簡単ではございますが、追加説明とさせていただきます。

○委員長（山路 善己） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
発言を許します。

（「進行」と呼ぶ声あり）

これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これで総務産業常任委員会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前9時45分 閉会）